

とっとり住まいの支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第20130019294号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(交付目的)</p> <p>第2条 本補助金は、県内事業者による県産材を活用した住宅の新築及び改修に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興に寄与するとともに、県民の住まいづくりを支援することを目的として交付する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建設事業者をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 木造住宅 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅（付属する木塀及び門を含む。）をいう。</p> <p>ア 居室、台所、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること。</p> <p>イ 建築主（販売目的の住宅の場合は購入者）自らの居住の本拠として、鳥取県内に新築される住宅であること。</p> <p>ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること。</p> <p>エ 補助の対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 県産ヤング係数確認構造材 次に掲げる要件を全て満たす県産JAS製材をいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(7)～(14) 略</p> <p>(15) 地域建築技能活用住宅 在来軸組工法又は伝統構法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅で、表1の左欄に掲げる地域建築技能を使用し、同表の中欄の要件を満たす地域建築技能の同表</p>	<p>第1条 略</p> <p>(交付目的)</p> <p>第2条 本補助金は、県内事業者による県産材を活用した住宅の建設及び改修に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興に寄与するとともに、県民の住まいづくりを支援することを目的として交付する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建設業者をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 木造住宅 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅（付属する木塀及び門を含む。）をいう。</p> <p>ア 居室、台所、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること。</p> <p>イ 建築主（建売住宅の場合は購入者）自らの居住の本拠として、鳥取県内に新たに建設される住宅であること。</p> <p>ウ 県内事業者がその建設工事を施工したものであること。</p> <p>エ 補助の対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 県産機械等級区分構造材 次に掲げる要件を全て満たす県産JAS製材をいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(7)～(14) 略</p> <p>(15) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法又は伝統構法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅で、表1の左欄に掲げる伝統技能を使用し、同表の中欄の要件を満たす伝統技能の同表の右欄</p>

の右欄のポイント数の合計が4ポイント以上になるものをいう。

表1

地域建築技能	要件	ポイント数
手刻み加工	(略)	(略)
下見板張り	(略)	(略)
左官仕上げ	(略)	(略)
瓦ぶき	(略)	(略)
木製建具	(略)	(略)
畳	(略)	(略)
構造材現し	(略)	(略)

(16) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア 構造材若しくは下地材に県産材を0.3立方メートル以上使用するもの又は県産内外装材を見付面積で1平方メートル以上仕上げるものであること。

イ 自ら居住(改修又は購入後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分をいう。)に係る工事(当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀、門等に係るものを含む。)であること。

ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること。

エ 本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する額の確定通知の日から10年以上が経過していること(車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもので、表3の左欄の(1)の助成のみを受ける場合を除く。)

オ 補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

(17) **地域建築技能**活用改修 県産材活用改修の場合で、次に掲げる**地域建築技能**のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア～ウ 略

(補助金の交付)

のポイント数の合計が4ポイント以上になるものをいう。

表1

伝統技能	要件	ポイント数
手刻み加工	(略)	(略)
下見板張り	(略)	(略)
左官仕上げ	(略)	(略)
瓦ぶき	(略)	(略)
木製建具	(略)	(略)
畳	(略)	(略)
構造材現し	(略)	(略)

(16) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア 構造材若しくは下地材に県産材を0.3立方メートル以上使用するもの又は県産内外装材を見付面積で1平方メートル以上仕上げるものであること。

イ 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分をいう。)に係る工事(当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀、門等に係るものを含む。)であること。

ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること。

エ 本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する額の確定通知の日から10年以上が経過していること(車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもので、表3の左欄の(1)の助成のみを受ける場合を除く。)

オ 補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

(17) **伝統技能**活用改修 県産材活用改修の場合で、次に掲げる**伝統技能**のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア～ウ 略

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで前条第3号に掲げる要件を満たしているものに限る。）

(2) 県産材活用改修を行う者 又は県産材活用改修を行った住宅を購入する者（前号に該当する者を除く。）

2 本補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。

(1) 前項第1号に掲げる者に交付する補助金

表2の左欄の区分の(1)に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の(2)から(7)までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の(8)に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。

表2

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	県産材を10立方メートル以上使用した場合は定額15万円	—
(2) <u>県産JAS製材</u>	<u>県産JAS製材</u> の使用量（立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額	<u>25万円</u>
(3) <u>県産ヤング係数確認構造材</u>	<u>県産ヤング係数確認構造材</u> の使用量（1立方メートルに満たない端数を切り捨てる。）に横架材は3万円、横架材以外は2万円を乗じて得た額を加算した額	30万円
(4) 県産内外装材、県産CLT材	県産内外装材を使用する場合は見付面積（1平方メートル未満は切り捨てる。）に3千円を乗じて得た額に県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合は定額5万円を加算した額	20万円

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで前条第3号に掲げる要件を満たしているものに限る。） であって当該住宅を設計した建築士からその省エネルギー消費性能についての説明を受けた者

(2) 県産材活用改修を行う者（前号に該当する者を除く。）

2 本補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。

(1) 前項第1号に掲げる者に交付する補助金

表2の左欄の区分の(1)に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の(2)から(7)までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の(8)に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。

表2

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	県産材を10立方メートル以上使用した場合は定額15万円	—
(2) <u>県産規格材</u>	<u>県産規格材</u> の使用量（立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額	<u>県産規格材の使用量に応じた上限額は次のとおり。</u>
		<u>15立方メートル未満</u> <u>10万円</u>
		<u>15立方メートル以上20立方メートル未満</u> <u>15万円</u>
		<u>20立方メートル以上25立方メートル未満</u> <u>20万円</u>
		<u>25立方メートル以上</u> <u>25万円</u>

(5) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額 10 万円 (国の子育て世帯・若年夫婦世帯に対する新築又は改修の補助金を利用する者 (以下「国の子育て世帯等支援補助金利用者」という。) を除く。)	—
(6) 三世帯同居等世帯	三世帯同居等世帯に該当する場合、定額 10 万円	—
(7) <u>地域建築技能</u> 活用住宅	<u>地域建築技能</u> 活用住宅の場合、定額 20 万円	—
(1) から (4) までは県産材の材料代、(5) から (7) までは木造住宅の建設費を補助対象経費とする。		

(2) 前項第 2 号に掲げる者に交付する補助金

表 3 の左欄の区分の (1) に対し同表の中欄に定める額 (同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。) とする。ただし、同表の左欄の区分の (2) から (4) までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額 (補助金額は改修工事費の 1/2 (千円未満は切り捨てる。) 又は 50 万円のいずれか低い額を限度とする。) とする。

表 3

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	構造材又は下地材は県産材の使用量 (0.1 立方メートルに満たない端数は切り捨てる。) に 2 万円を乗じて得た額に、県産内外装材は見付面積 (平方メートル単位とし、1 に満たない端数は切り捨てる。) に 2 千円を乗じて得た額を加算した額	25 万円

(3) <u>県産機械等級区分構造材</u>	<u>県産機械等級区分構造材</u> の使用量 (1 立方メートルに満たない端数を切り捨てる。) に横架材は 3 万円、横架材以外は 2 万円を乗じて得た額を加算した額	30 万円
(4) 県産内外装材、県産 C L T 材	県産内外装材を使用する場合は見付面積 (1 平方メートル未満は切り捨てる。) に 3 千円を乗じて得た額に県産 C L T 材を 1 立方メートル以上使用する場合は定額 5 万円を加算した額	20 万円
(5) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額 10 万円 (国の子育て世帯・若年夫婦世帯に対する新築又は改修の補助金を利用する者 (以下「国の子育て世帯等支援補助金利用者」という。) を除く。)	—
(6) 三世帯同居等世帯	三世帯同居等世帯に該当する場合、定額 10 万円	—
(7) <u>伝統技能</u> 活用住宅	<u>伝統技能</u> 活用住宅の場合、定額 20 万円	—
(1) から (4) までは県産材の材料代、(5) から (7) までは木造住宅の建設費を補助対象経費とする。		

(2) 前項第 2 号に掲げる者に交付する補助金

表 3 の左欄の区分の (1) に対し同表の中欄に定める額 (同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。) とする。ただし、同表の左欄の区分の (2) から (4) までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額 (補助金額は改修工事費の 1/2 (千円未満は切り捨てる。) 又は 50 万円のいずれか低い額を限度とする。) とする。

表 3

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	構造材又は下地材は県産材の使用量 (0.1 立方メートルに満たない端数は切り捨てる。) に 2 万円を乗じて得た額に、県産内外装材は見付面積 (平方メートル単位とし、1 に満たない端数は切り捨	25 万円

(2) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額 10 万円 (国の子育て世帯等支援補助金利用者を除く。)	—
(3) 三世帯同居等世帯	三世帯同居等世帯に該当する場合、定額 10 万円	—
(4) <u>地域建築技能活用改修</u>	建築大工技能は見付面積に 1 万 1 千円を乗じて得た額、左官仕上げ改修は施工面積に 1 万 3 千円を乗じて得た額、木製建具改修は、見付面積に 1 万 9 千円を乗じて得た額とする。(各 <u>地域建築技能</u> の面積は平方メートル単位とし、1 に満たない端数は切り捨てる。)	15 万円
(1) は県産材の材料代、(2) から (4) までは住宅の改修費を補助対象経費とする。		

(販売住宅の登録)

第 5 条 販売目的で住宅を新築又は改修する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅 (以下「補助対象住宅」という。)として登録するよう、毎年 3 月 20 日 (休日のときは、直前の平日) を期限として当該住宅の工事に着手する前に、様式第 1 号の申請書により所管事務所長 (当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。) に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 配置図及び平面図

(2) とっとり住まいる支援事業登録住宅建設等計画書 (様式第 2 号又は様式第 2 号の 2)

(3) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 所管事務所長は第 1 項の規定による申請のあった販売住宅の登録 (以下「登録」という。) を決定したときは、様式第 3 号により申請者に通知するものとする。

4 登録住宅を新築又は改修する者 (第 8 条第 1 項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「販売事業者」という。) は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

5 販売事業者は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による申請 (以下「建築

	てる。) に 2 千円を乗じて得た額を加算した額	
(2) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額 10 万円 (国の子育て世帯等支援補助金利用者を除く。)	—
(3) 三世帯同居等世帯	三世帯同居等世帯に該当する場合、定額 10 万円	—
(4) <u>伝統域技能活用改修</u>	建築大工技能は見付面積に 1 万 1 千円を乗じて得た額、左官仕上げ改修は施工面積に 1 万 3 千円を乗じて得た額、木製建具改修は、見付面積に 1 万 9 千円を乗じて得た額とする。(各 <u>伝統技能</u> の面積は平方メートル単位とし、1 に満たない端数は切り捨てる。)	15 万円
(1) は県産材の材料代、(2) から (4) までは住宅の改修費を補助対象経費とする。		

(建売住宅の登録)

第 5 条 建売住宅を建設する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅 (以下「補助対象住宅」という。) として登録するよう、毎年 3 月 20 日 (休日のときは、直前の平日) を期限として当該住宅の建設工事に着手する前に、様式第 1 号の申請書により所管事務所長 (当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。) に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 配置図及び平面図

(2) とっとり住まいる支援事業建売住宅事業計画書 (様式第 2 号)

(3) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 所管事務所長は第 1 項の規定による申請のあった建売住宅の登録 (以下「登録」という。) を決定したときは、様式第 3 号により申請者に通知するものとする。

4 登録住宅を建設する者 (第 8 条第 1 項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「建売事業者」という。) は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

確認」という。)が不要な登録住宅の新築又は改修が完了したときは、工事の完了の日から14日を経過する日までに様式第11号により所管事務所に報告しなければならない。

(登録の辞退)

第6条 **販売**事業者は、登録住宅の**新築又は改修**を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第4号の届出書により所管事務所にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 第9条第1項に規定する期限内に本補助金の交付申請が行われなかったとき。

(5) **販売**事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。

(6) その他**販売**事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を**販売**事業者へ通知するものとする。

(地位の承継)

第8条 **販売**事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第5号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 略

(交付申請の時期等)

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限とし、木造住宅の**新築**又は県産材活用改修を行う場合にあっては当該申請に係る住宅の**新築**又は改修に着手する前、登録住宅を購入する場合にあっては**建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(以下、「検査済証」という。)の発行日(建築確認が不要な場合は様式第11号に記載した完成日)(以下「完成日」という。)**から1年を経過する日までに

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類

(登録の辞退)

第6条 **建売**事業者は、登録住宅の**建設**を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第4号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 登録から1年を経過するまでの間に、本補助金の交付申請が行われなかったとき。

(5) **建売**事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。

(6) その他**建売**事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を**建売**事業者へ通知するものとする。

(地位の承継)

第8条 **建売**事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第5号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 略

(交付申請の時期等)

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限とし、木造住宅の**建設**又は県産材活用改修を行う場合にあっては当該申請に係る住宅の**建設工事**又は改修等**工事**に着手する前、登録住宅を購入する場合にあっては**第5条第3項の規定による登録決定の通知日**から1年を経過する日までに

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類

は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

(1)・(2) 略

(3) 新築又は改修が完了している登録住宅を購入した場合は、第12条第2項各号に定める書類

(4) 県産材活用改修の場合は工事契約書の写し (登録住宅を購入した場合を除く)

(削除)

(5) その他所管事務所長が必要と認める書類

3・4 略

第10条 略

(承認を要しない変更等)

第11条 略

2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた住宅(以下「交付決定住宅」という)の新築又は改修が完了するまでに行わなければならない。

3 略

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 県産ヤング係数確認構造材を使用した場合は、ヤング係数確認構造材一覧表(様式第8号)又は同等の内容を記載した証明書類若しくはその写し

(6)～(11) 略

(12) 地域建築技能活用住宅又は地域建築技能活用改修の場合は、次の

は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

(1)・(2) 略

(3) 建設工事が完了している登録住宅を購入した場合は、第12条第2項各号に定める書類

(4) 県産材活用改修の場合は工事契約書の写し

(5) 新築の場合にあつては、省エネルギー性能説明書(様式第11号)

(6) その他所管事務所長が必要と認める書類

3・4 略

第10条 略

(承認を要しない変更等)

第11条 略

2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた住宅(以下「交付決定住宅」という)の建設工事又は改修等工事が完了するまでに行わなければならない。

3 略

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 県産機械等級区分構造材を使用した場合は、機械等級区分構造材一覧表(様式第8号)又は同等の内容を記載した証明書類若しくはその写し

(6)～(11) 略

(12) 伝統技能活用住宅又は伝統技能活用改修の場合は、次の伝統技能

地域建築技能（アを除く。）の施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等の図面並びに活用する地域建築技能ごとに次に掲げる書類
ア～ク 略
(13)・(14) 略
3 略

第13条～16条 略

（アを除く。）の施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等の図面並びに活用する伝統技能ごとに次に掲げる書類
ア～ク 略

(13)・(14) 略
3 略

第13条～16条 略

様式第1号（第5条関係）

とっとり住まいる支援事業補助対象住宅登録申請書

令和 年 月 日

鳥取県 所長 様

申請者
住所 〒

販売事業者名
代表者職氏名
電話

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱第5条第1項に基づく補助の対象となる販売住宅の登録をしたいので、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	とっとり住まいる支援事業補助金
算定基準額	金 0 円
交付申請額	金 0 円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号 ・各階平面図、配置図

様式第1号（第5条関係）

とっとり住まいる支援事業補助対象住宅登録申請書

令和 年 月 日

鳥取県 所長 様

申請者
住所 〒

建売事業者名
代表者職氏名
電話

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱第5条第1項に基づく補助の対象となる建売住宅の登録をしたいので、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	とっとり住まいる支援事業補助金
算定基準額	金 円
交付申請額	金 円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号 ・各階平面図、配置図

とっとり住まいる支援事業兼
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業登録住宅建設等計画書(登録申請時チェックシート)
私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日
住所 〒
販売事業者名
代表者職氏名
電話

<記入方法>
各項目をよくお読みいただき、該当する項目の口には✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(登録住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合は新築の区分で補助金申請することができます。

Table with columns: 建設地, 住居表示, 種別, 延べ面積, 間取り等, 工期, 販売開始予定年月日. Includes sub-tables for 工事費 and 間取り等 details.

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。
建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
建築確認申請又は工事届提出年月日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分

- ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。
内外装材に県産材を20㎡以上使用する。
国補助事業の補助利用者である。(子育てグリーン住宅支援事業、地域型グリーン化事業など)
国補助利用者のうち、「国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型を除く)」利用者である。
国補助利用者のうち、「子育てグリーン住宅支援事業補助金(GX志向型)」利用者である。
国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業補助金」利用者である。
「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

Table with columns: 補助金の名称, 所管団体, 連絡先電話. Includes a section for 子育てグリーン住宅支援事業又は地域型グリーン化事業以外の補助金を併用する。

- 補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

【次ページに続く】

とっとり住まいる支援事業兼
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建売住宅建設等計画書(登録申請時チェックシート)
私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日
住所 〒
建売事業者名
代表者職氏名
電話

<記入方法>
各項目をよくお読みいただき、該当する項目の口には✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(建売住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合は新築の区分で補助金申請することができます。

Table with columns: 建設地, 住居表示, 種別, 延べ面積, 間取り等, 工期, 販売開始予定年月日. Includes sub-tables for 工事費 and 間取り等 details.

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。
建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
建築確認申請又は工事届提出年月日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分

- ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。
内外装材に県産材を20㎡以上使用する。
国補助事業の補助利用者である。(子育てエコホーム支援事業、地域型グリーン化事業など)
国補助利用者のうち、「国の子育て世帯等支援補助金」利用者である。
国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業補助金」利用者である。
「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

- 補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。
他の補助金の利用有無

Table with columns: 補助金の名称, 所管団体, 連絡先電話. Includes a section for 併用する補助金をすべてを記入してください。

【次ページに続く】

2 県産材の使用

- 県産材を10m3以上使用すること。
 - プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。
プレカット工場名
- <実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカットを一切使用しない。

整数値(小数点以下切捨て)で入力

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材種合計(県産材以外の木材を含む材種)		万円
②県産材の使用材種		万円
③県産JAS製材の使用材種		万円
④県産ヤング係数適阻構造材の使用材種 横架材		万円
④県産ヤング係数適阻構造材の使用材種 横架材以外		万円
⑤県産CLT材の使用材種		万円
⑥県産内外装材、県産木扉の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。(上限25万円)
<実績報告時の提出書類> 鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類等
- 県産ヤング係数適阻構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
<実績報告時の提出書類> 県産ヤング係数適阻構造材一覧表(様式第8号)
- 県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 県産CLT材であることを証明する書類(納品書等)
- 含水率20%以下の県産内外装材(木扉、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県産材活用協議会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- 県産CLT材、県産内外装材、県産木扉の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

- 次の①②のどちらかに該当すること。
※国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型を除く)利用者には補助額は0円となります。
- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
にある子を養育している世帯
- <留意点>
交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外
<実績報告時の提出書類>
・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
- ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
- <留意点>
交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外
<実績報告時の提出書類>
・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本
- ※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

- 次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。
- ア ①②③④の全てに該当 (直系尊属と新たに近居)
- イ ①②⑤又は①②③⑥の全てに該当 (直系尊属と新たに同居)
- ウ ①に該当せず②⑥の両方に該当 (直系尊属と新たに同居)
- ① 交付申請日時点で子育て世帯等であること。
 - ② 交付申請日時点では、三世代の同居ではないこと。
※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
 - ③ 交付申請日時点では、直系尊属と近居ではないこと。
※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
 - ④ 売買契約することで直系尊属の世帯と新たに近居すること。
 - ⑤ 売買契約することで直系尊属の世帯と新たに同居すること。
 - ⑥ 売買契約することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
	建設地の小学校区	
同居、近居対象の直系尊属の世帯	住所	
	小学校区	
	姓	

- <実績報告時の提出書類>
・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

2 県産材の使用

- 県産材を10m3以上使用すること。
 - プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。
プレカット工場名
- <実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカットを一切使用しない。

整数値(小数点以下切捨て)で入力

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材種合計(県産材以外の木材を含む材種)		万円
②県産材の使用材種		万円
③県産JAS製材の使用材種		万円
④県産機械等級区分構造材の使用材種 横架材		万円
④県産機械等級区分構造材の使用材種 横架材以外		万円
⑤県産CLT材の使用材種		万円
⑥県産内外装材、県産木扉の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- 県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。
上限額は県産規格材の使用量に応じて次のとおり。
(15m3未満:上限10万円、15m3以上20m3未満:上限15万円、20m3以上25m3未満:上限20万円、25m3以上:上限25万円)
<実績報告時の提出書類> 鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類等
- 県産機械等級区分構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
<実績報告時の提出書類> 機械等級区分構造材一覧表(様式第8号)
- 県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 県産CLT材であることを証明する書類(納品書等)
- 含水率20%以下の県産内外装材(木扉、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県産材活用協議会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- 県産CLT材、県産内外装材、県産木扉の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

- 次の①②のどちらかに該当すること。
※国の子育て世帯等支援補助金利用者には補助額は0円となります。
- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
にある子を養育している世帯
- <留意点>
交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外
<実績報告時の提出書類>
・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
- ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
- <留意点>
交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外
<実績報告時の提出書類>
・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本
- ※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

- 次の(1) (2) (3)のいずれかに該当すること。
- (1) ①②③④の全てに該当
- (2) ①②⑤の全てに該当
- (3) ①に該当せず②⑥の両方に該当
- ① 売買契約時点で子育て世帯等であること。
 - ② 売買契約時点では、直系尊属と同居ではないこと。
※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
 - ③ 売買契約時点では、直系尊属と近居ではないこと。
※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
 - ④ 売買契約することで直系尊属の世帯と新たに近居すること。
 - ⑤ 売買契約することで直系尊属の世帯と新たに同居すること。
 - ⑥ 売買契約することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
	建設地の小学校区	
同居、近居対象の直系尊属の世帯	住所	
	小学校区	
	姓	

- <実績報告時の提出書類>
・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用住宅（補助金額:20万円）

次の①～⑦の地域建築技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各地域建築技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに地域建築技能ごとに次の書類

- 共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。
- ①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材の一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
ポイント数
補助対象となる工法……ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板
補助対象とならない工法…羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
ポイント数
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し
- ⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し
- ⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料
合計ポイント数

【次ページに続く】

5 伝統技能活用住宅（補助金額:20万円）

次の①～⑦の伝統技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各伝統技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに伝統技能ごとに次の書類

- 共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。
- ①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材の一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
ポイント数
補助対象となる工法……ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板
補助対象とならない工法…羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
ポイント数
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し
- ⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し
- ⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料
合計ポイント数

【次ページに続く】

あなたの補助金額は 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	<input type="text" value="0.0"/>	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	<input type="text" value="0.0"/>	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

補助対象住宅登録申請書(様式第1号)
登録住宅建設等計画書(様式第2号)
各階平面図、配置図

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

あなたの補助金額は 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	<input type="text"/>	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	<input type="text"/>	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助対象住宅登録申請書(様式第1号)
とっとり住まいる支援事業建売住宅建設等計画書(様式第2号)
各階平面図、配置図

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

とっとり住まいる支援事業兼
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業登録住宅建設等計画書(登録申請時チェックシート)

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

年 月 日

住所	〒
販売事業者名	
代表者職氏名	
電話	

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分に係る工事であること。
※当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀等に係るものを含む。
- 過去に本事業の助成を受けていない住宅又は当該補助金を受けた住宅で助成(額の確定日)から10年以上が経過していること。

建設地	市町村名	
工事種別	工事費	万円
延べ面積	m ²	
工法		
工期	着手(予定)年月日	年 月 日
	完了(予定)年月日	年 月 日

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。

事業者名	
所在地	
連絡先	

- 建築基準法に適合していること。

建築確認の要否	建築工事届の要否
増改築	車庫、物置、木塀等の工事
建築確認申請又は工事届提出年月日	年 月 日

- その他、この住宅の改修にあたり関連法令に適合していること。
- 当該改修工事は省エネ改修を含む工事である。性能区分

- 国の子育て世帯等支援補助金利用者である
- 国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業」補助利用者である。
- 「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

- 子育てグリーン住宅支援事業又は地域型グリーン化事業以外の補助金を併用する。**

補助金の名称	所管団体	連絡先電話

- 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。
- (実績報告時)交付申請時からの改修部分の図面、配置図の変更がある。

(新設)

(新設)

2 県産材の使用

- 県産材を構造材若しくは下地材として0.3m³以上使用すること又は内外装材仕上げ材若しくは木塀として1m²以上使用すること。
- プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場で加工すること。
プレカット工場名
- <実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカットを一切使用しない。

【次ページに続く】

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		
②県産材の構造材又は下地材の使用材積		万円
③県産内外装材、県産木塀の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- ・県産材の構造材又は下地材を0.3m³以上使用する場合、1m³につき2万円が交付されます(0.1m³未満は切捨て)。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- ・県産内外装材、県産木塀を1m²以上使用する場合、見付面積1m²につき2千円が交付されます(1m²未満は切捨て)。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- ・県産材の構造材又は下地材、県産内外装材、県産木塀の補助上限額は25万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。
※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては0円となります

- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
 - ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
- にある子を養育している世帯

<留意点>

交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

<留意点>

交付申請の時点で婚姻していない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票
(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
・申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本

4 三世同居等世帯 (補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

- ア** ①②③④の全てに該当 (直系尊属と新たに近居)
- イ** ①②⑤又は①②③⑤の全てに該当 (直系尊属と新たに同居)
- ウ** ①に該当せず②⑥の両方に該当 (直系尊属と新たに同居)

- ①交付申請日時時点で子育て世帯等であること。
- ②交付申請日時点では、三世代の同居ではないこと。
※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
- ③交付申請日時点では、直系尊属と近居ではないこと。
※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
- ④改修することで直系尊属世帯と新たに近居すること。
- ⑤改修することで直系尊属世帯と新たに同居すること。
- ⑥改修することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
	建設地の小学校区	
同居、近居対象の親族世帯	住所	
	小学校区	
	姓	

<実績報告時の提出書類>

- ・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し（補助対象住宅に転居後のもの）
- ・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用改修（補助金額：上限15万円）

次の①～③に掲げる地域建築技能のうち、いずれか2以上が使用された場合に最大15万円を支援する。

<実績報告時の提出書類>各地域建築技能に係る面積等の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

共通事項 要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①建築大工技能 県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛り部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、はり等の構造材の見付面積を除く。）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m²以上のものに限る。

見付面積1m²あたり11,000円を支援する。（1m²未満切捨て）

建築大工技能を活用した見付面積 m²

<実績報告時の提出書類>施工状況の写真（建築主名記載の工事看板入り）

補助金額 (自動計算)
万円

②左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで7m²以上施工

こて塗り面積1m²あたり13,000円を支援する。（1m²未満切捨て）

上記左官のこて塗り面積 m²

<実績報告時の提出書類>こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）

補助金額 (自動計算)
万円

③木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積3m²以上使用したもの

見付面積1m²あたり19,000円を支援する。（1m²未満切捨て）

木製建具の見付面積 m²

<実績報告時の提出書類>建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し

補助金額 (自動計算)
万円

【次ページに続く】

(新設)

(新設)

あなたの補助金申請額は 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。

※改修費の1/2(千円未満切捨て)又は補助金計算額のうちどちらか低い額が上限額になります。

とっとり住まいる支援事業補助金 提出書類 一覧表

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助金 交付申請書
とっとり住まいる支援事業建設等計画(報告)書【改修用】

工事契約書の写し

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。

※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

鳥取県 所長

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録通知書

年 月 日付で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録については、下記のとおり登録を決定したのでとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定により通知します。

記

登録年月日	年 月 日	登録の有効期限	完成日から1年が経過する日
登録区分	県産材	使用量	m3
	県産JAS製材	有 (使用量) 無	m3
	県産ヤング係数確認構造材	有 (使用量) 無	m3
	県産CLT材活用、 県産内外装材、県産木塀	有 (使用量 CLT) 無 (使用量 内外装材、木塀)	m3 m2
	子育て世帯等	住宅購入者が要綱の子育て世帯等の基準に該当する場合に限る。	
	三世代同居等世帯	住宅購入者が要綱の三世代同居等世帯の基準に該当する場合に限る。	
	地域建築技能活用	有 () 無	
	所在地 (地名・地番)		
延べ面積	m ²	階 数	階建
着工予定日	年 月 日	販売開始予定日	年 月 日

【補助対象住宅の登録に関する注意事項】

- 登録住宅の購入者は、登録通知書に記載された登録区分に応じた補助金を受けることができます。
 ・実際の住宅建設において、県産材、**県産JAS製材**、**県産ヤング係数確認構造材**、県産CLT材、県産内外装材若しくは県産木塀の使用量が登録通知書の記載内容より少ない場合又は**地域建築技能**活用の取りやめ若しくは使用量等の縮小があったときは、補助金が減額される場合があります。
 ・登録通知で「無」の区分の補助金は受けられません。
 ・子育て世帯等及び三世代同居等世帯に係る補助金は、住宅購入者が該当する場合のみ受けられます。
- 登録住宅購入者に本補助金が交付された場合、この登録の効力は失われます。
- 建築確認が不要な登録住宅については、工事完了後14日以内に完了報告書(様式第11号)を提出して**

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

鳥取県 所長

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録通知書

年 月 日付で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録については、下記のとおり登録を決定したのでとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定により通知します。

記

登録年月日	年 月 日	登録の有効期限	年 月 日
登録区分	県産材	使用量	m3
	県産JAS製材	有 (使用量) 無	m3
	県産機械等級区分構造材	有 (使用量) 無	m3
	県産CLT材活用、 県産内外装材、県産木塀	有 (使用量 CLT) 無 (使用量 内外装材、木塀)	m3 m2
	子育て世帯等	住宅購入者が要綱の子育て世帯等の基準に該当する場合に限る。	
	三世代同居等世帯	住宅購入者が要綱の三世代同居等世帯の基準に該当する場合に限る。	
	伝統技能活用	有 () 無	
	所在地 (地名・地番)		
延べ面積	m ²	階 数	階建
着工予定日	年 月 日	販売開始予定日	年 月 日

【補助対象住宅の登録に関する注意事項】

- 登録住宅の購入者は、登録通知書に記載された登録区分に応じた補助金を受けることができます。
 ・実際の住宅建設において、県産材、**県産規格材**、**県産機械等級区分構造材**、県産CLT材、県産内外装材若しくは県産木塀の使用量が登録通知書の記載内容より少ない場合又は**伝統技能**活用の取りやめ若しくは使用量等の縮小があったときは、補助金が減額される場合があります。
 ・登録通知で「無」の区分の補助金は受けられません。
 ・子育て世帯等及び三世代同居等世帯に係る補助金は、住宅購入者が該当する場合のみ受けられます。
- 登録住宅購入者に本補助金が交付された場合、この登録の効力は失われます。

ださい。

- 4 登録の有効期限までに補助金交付申請がされなかった場合、住宅購入者は本補助金を受けられません。
(建築確認が必要な場合) 検査済証の発行日から1年を経過する日まで
(建築確認が不要な場合) 完了報告書(様式第11号)記載の完成日から1年を経過する日まで
- 5 住宅の**新築又は改修**を中止した場合や、設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなった場合は、速やかに当事務所に登録辞退の届出を行ってください。
- 6 他の事業者に登録住宅を承継取得させた場合、取得した者は当事務所に「地位承継承認申請」を行う必要があります。地位承継の承認を受けないまま販売された場合、住宅購入者は本補助金を受けることができません。

【とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱 関係部分抜粋】

(販売住宅の登録)

- 第5条 **販売目的**で住宅を**新築又は改修**する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅(以下「補助対象住宅」という。)として登録するよう、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限として当該住宅の工事に着手する前に、様式第1号の申請書により所管事務所長(当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。)に申請することができる。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 配置図及び平面図
 - (2) とっとり住まいる支援事業**登録**住宅事業計画書(様式第2号)
 - (3) その他所管事務所長が必要と認める書類
 - 3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった**販売**住宅の登録を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。
 - 4 **登録住宅を新築又は改修する者**(第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「**販売**事業者」という。)は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。
 - 5 **販売事業者は、建築基準法第6条第1項の規定による申請(以下「建築確認」という。)が不要な登録住宅の新築又は改修が完了したときは、工事の完了の日から14日を経過する日までに様式第11号により所管事務所長に報告しなければならない。**

(登録の辞退)

第6条 **販売**事業者は、登録住宅**新築又は改修**を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第4号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- (1) 前条の規定による届出があったとき。
 - (2) 補助対象住宅に該当しなくなったとき。
 - (3) その購入について本補助金が交付されたとき。
 - (4) **第9条第1項に規定する期限内**に本補助金の交付申請が行われなかったとき。
 - (5) **販売**事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。
 - (6) その他**販売**事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を**販売**事業者へ通知するものとする。

(地位の承継)

- 第8条 **販売**事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第5号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限とし、木造住宅の新築又は県産材活用改修を行う場合にあっては当該申請に係る住宅の新築又は改修に着手する前、登録住宅を購入する場合にあっては建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の発行日(建築確認が不要な場合は様式第11号に記載した完成日)から1年を経過する日までに行わなければならない。

2～4 略

3 通知に記載された登録の有効期限までに補助金交付申請がされなかった場合、住宅購入者は本補助金を受けられません。

- 4 住宅の**建設**を中止した場合や、設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなった場合は、速やかに当事務所に登録辞退の届出を行ってください。
- 5 他の事業者に登録住宅を承継取得させた場合、取得した者は当事務所に「地位承継承認申請」を行う必要があります。地位承継の承認を受けないまま販売された場合、住宅購入者は本補助金を受けることができません。

【とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱 関係部分抜粋】

(建売住宅の登録)

- 第5条 **建売**住宅を**建設**する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅(以下「補助対象住宅」という。)として登録するよう、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限として当該住宅の**建設**工事に着手する前に、様式第1号の申請書により所管事務所長(当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。)に申請することができる。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 配置図及び平面図
 - (2) とっとり住まいる支援事業**建売**住宅事業計画書(様式第2号)
 - (3) その他所管事務所長が必要と認める書類
 - 3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった**建売**住宅の登録を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。
 - 4 **前項の登録(以下「登録」という。)を受けた建売住宅(以下「登録住宅」という。)を建設する者**(第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「**建売**事業者」という。)は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

(登録の辞退)

第6条 **建売**事業者は、登録住宅の**建設**を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第4号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- (1) 前条の規定による届出があったとき。
 - (2) 補助対象住宅に該当しなくなったとき。
 - (3) その購入について本補助金が交付されたとき。
 - (4) **登録から1年を経過するまでの間に**、本補助金の交付申請が行われなかったとき。
 - (5) **建売**事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。
 - (6) その他**建売**事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を**建売**事業者へ通知するものとする。

(地位の承継)

- 第8条 **建売**事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第5号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

様式第4号 略

様式第5号（第8条関係）

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅地位承継申請書

年 月 日

鳥取県 所長 様

〒 -
申請者 住 所
業者名及び代表者名

電 話 - -

年 月 日付第 号により登録の決定を受けたとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅に係る**販売**事業者の地位を承継したいので、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

登録年月日	
登録住宅の所在地	
販売 事業者	
承継事業者	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録通知書（様式第3号）の写し 承継取得に係る契約書の写し

様式第4号 略

様式第5号（第8条関係）

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅地位承継申請書

年 月 日

鳥取県 所長 様

〒 -
申請者 住 所
業者名及び代表者名

電 話 - -

年 月 日付第 号により登録の決定を受けたとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅に係る**建売**事業者の地位を承継したいので、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

登録年月日	
登録住宅の所在地	
建売 事業者	
承継事業者	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅登録通知書（様式第3号）の写し 承継取得に係る契約書の写し

とっとり住まいる支援事業兼
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建設等計画(報告)書【新築用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

申請者 住所 〒 氏名 電話

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(建売住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合新築の区分で補助金申請することができます。

建設地 市町村名
住居表示
種別 工事費 万円
延べ面積 m2 併用住宅の場合 住宅部分 m2 住宅以外 m2
間取り等 (例:3LDK) 階数 階
台所: 箇所 浴室: 箇所 便所: 箇所
工期 着手(予定)年月日 年 月 日 完了(予定)年月日 年 月 日

県内に本拠を置く事業者の施工であること。
事業者名 所在地 連絡先
建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
建築確認申請又は工事届提出年月日 年 月 日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分
ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。

- 内外装材に県産材を20㎡以上使用する。
国補助事業の補助利用者である。(子育てグリーン住宅支援事業、地域型グリーン化事業など)
国補助利用者のうち、「国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型)利用者である。
国補助利用者のうち、「子育てグリーン住宅支援事業補助金(GX志向型)利用者である。
国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業補助金」利用者である。
「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

子育てグリーン住宅支援事業又は地域型グリーン化事業以外の補助金を併用する。
補助金の名称 所管団体 連絡先電話

- 補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

【次ページに続く】

とっとり住まいる支援事業兼
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建設等計画(報告)書【新築用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

申請者 住所 〒 氏名 電話

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。
青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 建築主(建売住宅の場合は購入者)自らの居住の本拠として鳥取県内に新たに建設する住宅であること。
独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
※「独立した生活が可能」とは、居住室、台所、浴室、便所が、各1以上あることをいいます。(浴室はシャワーのみは不可。)
※建築確認上は増改築であっても、増改築部分だけで居住室・台所・浴室・便所が各1以上ある場合新築の区分で補助金申請することができます。

建設地 市町村名
住居表示
種別 工事費 万円
延べ面積 m2 併用住宅の場合 住宅部分 m2 住宅以外 m2
間取り等 (例:3LDK) 階数 階
台所: 箇所 浴室: 箇所 便所: 箇所
工期 着手(予定)年月日 年 月 日 完了(予定)年月日 年 月 日

県内に本拠を置く事業者の施工であること。
事業者名 所在地 連絡先
建築基準法に適合していること。
建築確認の要否
建築確認申請又は工事届提出年月日 年 月 日

- その他、この住宅の建設にあたり関連法令に適合していること。
当該住宅は【とっとり健康省エネ住宅(NE-ST)】である。性能区分
当該住宅は【再生可能エネルギー発電設備】を設置する。設備
当該住宅は【ZEH】である。区分
ZEHでない場合、太陽光発電設備の将来的な設置に備えていること。
※将来的な設置の備えとは、太陽光パネルの設置に配慮した屋根形状と積載荷重の考慮をいう。

- 内外装材に県産材を20㎡以上使用する。
国補助事業の補助利用者である。(子育てエコホーム支援事業、地域型グリーン化事業など)
国補助利用者のうち、「国の子育て世帯等支援補助金」利用者である。
国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業補助金」利用者である。
「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

補助対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。
他の補助金の利用有無
補助金の名称 所管団体 連絡先電話

※併用する補助金をすべてを記入してください。

【次ページに続く】

2 県産材の使用

- 県産材を10m3以上使用すること。
プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場加工すること。
プレカット工場名
<実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
プレカットを一切使用しない。

Table with 3 columns: 区分, 使用量, 補助金額(自動計算). Rows include ①木材使用材種合計, ②県産材の使用材種, ③県産JAS製材の使用材種, ④県産ヤング係数産産構造材の使用材種, ⑤県産CLT材の使用材種, ⑥県産内外装材、県産木扉の見付面積.

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。(上限25万円)
<実績報告時の提出書類> 鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類等
県産ヤング係数産産構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
含水率20%以下の県産内外装材(木扉、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
県産CLT材、県産内外装材、県産木扉の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等

- 補助金額(自動計算) 10万円
次の①②のどちらかに該当すること。
※国の子育て世帯等支援補助金(GX志向型を除く)利用者にあつては補助額は0円となります。
① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
<留意点>
交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外
<実績報告時の提出書類>
補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本
※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子との続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世同居等世帯

- 補助金額(自動計算) 10万円
次の(1)(2)(3)のいずれかに該当すること。
(1) ①②③④の全てに該当 (直系尊属と新たに近居)
(2) ①②⑤又は①②③⑥の全てに該当 (直系尊属と新たに同居)
(3) ①に該当せず②⑥の両方に該当 (直系尊属と新たに同居)
① 交付申請日時点で子育て世帯等であること。
② 交付申請日時点では、三世同居ではないこと。
③ 交付申請日時点では、直系尊属と近居ではないこと。
④ 新築することで直系尊属の世帯と新たに同居すること。
⑤ 新築することで直系尊属の世帯と新たに同居すること。
⑥ 新築することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。
申請者世帯
同居、近居対象の直系尊属の世帯

- <実績報告時の提出書類>
同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

2 県産材の使用

- 県産材を10m3以上使用すること。
プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場加工すること。
プレカット工場名
<実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
プレカットを一切使用しない。

Table with 3 columns: 区分, 使用量, 補助金額(自動計算). Rows include ①木材使用材種合計, ②県産材の使用材種, ③県産JAS製材の使用材種, ④県産機械等級区分構造材の使用材種, ⑤県産CLT材の使用材種, ⑥県産内外装材、県産木扉の見付面積.

- 県産材を10m3以上使用する場合、定額15万円が交付されます。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
県産JAS製材(含水率20%以下のJAS格付材)を1m3以上使用する場合、1m3につき1万円が交付されます。
県産機械等級区分構造材を1m3以上使用する場合、横架材1m3につき3万円、横架材以外1m3につき2万円の合計が交付されます。(上限30万円)
県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円の補助金が交付されます。
含水率20%以下の県産内外装材(木扉、門含む。)を1m2以上使用する場合、見付面積1m2につき3千円が交付されます。
県産CLT材、県産内外装材、県産木扉の上限額は20万円になります。

3 子育て世帯等

- 補助金額(自動計算) 10万円
次の①②のどちらかに該当すること。
※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては補助額は0円となります。
① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯
<留意点>
交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外
<実績報告時の提出書類>
補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)
申請者の戸籍抄本又は戸籍謄本
※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子との続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世同居等世帯

- 補助金額(自動計算) 10万円
次の(1)(2)(3)のいずれかに該当すること。
(1) ①②③④の全てに該当
(2) ①②⑤の全てに該当
(3) ①に該当せず②⑥の両方に該当
① 申請日時点で子育て世帯等であること。
② 交付申請の時点では、直系尊属と同居ではないこと。
③ 交付申請の時点では、直系尊属と近居ではないこと。
④ 新築することで直系尊属の世帯と新たに同居すること。
⑤ 新築することで直系尊属の世帯と新たに同居すること。
⑥ 新築することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。
申請者世帯
同居、近居対象の直系尊属の世帯

- <実績報告時の提出書類>
同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅に転居後のもの)
同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用住宅（補助金額：20万円）

次の①～⑦の地域建築技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各地域建築技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに地域建築技能ごとに次の書類

- 共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。
- ①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材を一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
ポイント数
補助対象となる工法・・・ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板
補助対象とならない工法・・・羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
ポイント数
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し
- ⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し
- ⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料
合計ポイント数

【次ページに続く】

5 伝統技能活用住宅（補助金額：20万円）

次の①～⑦の伝統技能を活用し、ポイント数の合計が4ポイント以上の場合に定額20万円を支援（黄色のポイント数は自動計算されます。）

補助金額
(自動計算)
万円

＜実績報告時の提出書類＞手刻み加工を除く各伝統技能に係る面積等の算出過程、施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等並びに伝統技能ごとに次の書類

- 共通事項 在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅であること
要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。
- ①手刻み加工 木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。（プレカット工場において機械加工された木材を一部でも使用する場合は対象外）
4ポイント
ポイント数
＜実績報告時の提出書類＞仕口、継手等を加工している写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ②下見板張り 県産材を使用し、外壁を下見板張りで40m²以上施工
2ポイント
ポイント数
補助対象となる工法・・・ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板
補助対象とならない工法・・・羽目板張り、ドイツ下見板、縦板張り
下見板張りの種類
下見板張りの施工面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ③左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
1～2ポイント
ポイント数
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで40m²以上施工
2ポイント（珪藻土塗、じゅらく塗でこて塗面積40m²以上となる場合は1ポイント）
珪藻土及びじゅらくを除く上記左官のこて塗り面積 m²
珪藻土及びじゅらくのこて塗り面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ④瓦ぶき 主要な屋根部分を国内で生産された瓦（JIS規格品あるいはJIS同等品）を使用したもの。（S型瓦や平板瓦を含む。）
2ポイント
ポイント数
瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき施工したものであること。
瓦の種類
＜実績報告時の提出書類＞瓦の留め付け状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）及び棟に使用された補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真（建築主名記載の工事看板入り）
- ⑤木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積5m²以上使用したもの（1ポイント、10m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
木製建具の見付面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真（建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り）及び当該木製建具に係る納品書の写し
- ⑥畳 県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。
1ポイント
ポイント数
畳の使用量 畳
＜実績報告時の提出書類＞設置完了後の写真（建築主名、畳業者名を記載した工事看板入り、6畳以上であることわかるもの）及び当該畳に係る納品書の写し
- ⑦構造材現し 居室において、小屋組又は床組みに使用した主要な横架材及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。（1ポイント、20m²以上の場合にあっては2ポイント）
1～2ポイント
ポイント数
小屋組又は床組みの構造材現し見上げ面積 m²
＜実績報告時の提出書類＞施工後の写真（建築主名記載の工事看板入り）並びに全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料
合計ポイント数

【次ページに続く】

あなたの補助金額は 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

補助金交付申請書
建築等計画(報告)書【新築用】
各階平面図、配置図

《交付決定通知書、額の確定通知書等の県が交付する文書の送付先》(申請者と同じ場合は記載不
具が交付する文書は、下記に送付してください。)

住所 (法人の場合は所在地)	<input type="text"/>		
氏名 (法人の場合は名称・代表者)	<input type="text"/>		
担当者	<input type="text"/>	電話	<input type="text"/>

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金
交付要綱を熟読し、交付申請内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名	<input type="text"/>		
建築士事務所名	<input type="text"/>		
建築士事務所の登録	区分	<input type="text"/>	
	都道府県名	<input type="text"/>	知事
	登録番号	<input type="text"/>	

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してくだ
さい。

あなたの補助金額は 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	<input type="text"/>	万円
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	<input type="text"/>	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回ることがあります。

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助金 交付申請書
とっとり住まいる支援事業兼とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業建築等計画(報告)書【新築用】
各階平面図、配置図
省エネルギー性能説明書(様式第11号)

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金
交付要綱を熟読し、交付申請内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名	<input type="text"/>		
建築士事務所名	<input type="text"/>		
建築士事務所の登録	区分	<input type="text"/>	
	都道府県名	<input type="text"/>	知事
	登録番号	<input type="text"/>	

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者
※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してくだ
さい。

とっとり住まいる支援事業兼

とっとり健康省エネ住宅改修支援事業建設等計画(報告)書【改修用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

年 月 日

申請者	住所	〒
	氏名	
	電話	

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。

青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)、し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分に係る工事であること。
※当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀等に係るものを含む。
- 過去に本事業の助成を受けていない住宅又は当該補助金を受けた住宅で助成(額の確定日)から10年以上が経過していること。

建設地	市町村名		
工事種別	工事費	万円	
延べ面積	m2		
工法			
工期	着手(予定)年月日	年	月
	完了(予定)年月日	年	月

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。

事業者名	
所在地	
連絡先	

- 建築基準法に適合していること。

建築確認の要否	建築工事届の要否
増改築	車庫、物置、木塀等の工事
建築確認申請又は工事届提出年月日	年 月 日

- その他、この住宅の改修にあたり関連法令に適合していること。

- 当該改修工事は省エネ改修を含む工事である。性能区分

- 国の子育て世帯等支援補助金利用者である

- 国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業」補助利用者である。

- 「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

- 子育てグリーン住宅支援事業又は地域型グリーン化事業以外の補助金を併用する。**

補助金の名称	所管団体	連絡先電話

- 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

とっとり住まいる支援事業建設等計画(報告)書【改修用】

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、交付申請(実績報告)内容について下記のとおり確認しました。

年 月 日

申請者	住所	〒
	氏名	
	電話	

<記入方法>

各項目をよくお読みいただき、該当する項目の□に✓を記入してください。

青色の欄に、必要事項を記入してください。選択項目を消去するときはデリート又はバックスペースキーで消去してください(黄色の欄は自動計算です。)

1 共通事項

- 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)、し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分に係る工事であること。
※当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀等に係るものを含む。
- 過去に環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金若しくは本事業の助成を受けていない住宅又は当該補助金を受けた住宅で助成(額の確定日)から10年以上が経過していること。

建設地	市町村名		
工事種別	工事費	万円	
延べ面積	m2		
工法			
工期	着手(予定)年月日	年	月
	完了(予定)年月日	年	月

- 県内に本拠を置く事業者の施工であること。

事業者名	
所在地	
連絡先	

- 建築基準法に適合していること。

建築確認の要否	建築工事届の要否
増改築	車庫、物置、木塀等の工事
建築確認申請又は工事届提出年月日	年 月 日

- その他、この住宅の改修にあたり関連法令に適合していること。

- 当該改修工事は省エネ改修(Re NE-ST改修)を含む工事である。

- 国の子育て世帯等支援補助金利用者である

- 国補助利用者のうち、「地域型グリーン化事業」補助利用者である。

- 「地域型グリーン化事業」の補助対象経費に県産材の材料代を含めていない。

- 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

他の補助金の利用有無	
------------	--

※併用する補助金をすべてを記入してください。

補助金の名称	所管団体	連絡先電話

2 県産材の使用

- 県産材を構造材若しくは下地材として0.3m³以上使用すること又は内外装材仕上げ材若しくは木塀として1m²以上使用すること。
- プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場加工すること。
プレカット工場名
- <実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカットを一切使用しない。

【次ページに続く】

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		万円
②県産材の構造材又は下地材の使用材積		万円
③県産内外装材、県産木塀の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- ・県産材の構造材又は下地材を0.3m³以上使用する場合、1m³につき2万円が交付されます(0.1m³未満は切捨て)。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- ・県産内外装材、県産木塀を1m²以上使用する場合、見付面積1m²につき2千円が交付されます(1m²未満は切捨て)。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- ・県産材の構造材又は下地材、県産内外装材、県産木塀の補助上限額は25万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。
※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては0円となります

- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
- ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯にある子を養育している世帯

<留意点>

交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

- ・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

次のア、イ、ウのいずれかに該当すること。

- ア ①②③④の全てに該当 (直系尊属と新たに近居)
- イ ①②⑤又は①②③⑤の全てに該当 (直系尊属と新たに同居)
- ウ ①に該当せず②⑥の両方に該当 (直系尊属と新たに同居)

- ①交付申請日時時点で子育て世帯等であること。
- ②交付申請日時時点では、三世代の同居ではないこと。
※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
- ③交付申請日時時点では、直系尊属と近居ではないこと。
※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
- ④改修することで直系尊属世帯と新たに近居すること。
- ⑤改修することで直系尊属世帯と新たに同居すること。
- ⑥改修することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

2 県産材の使用

- 県産材を構造材若しくは下地材として0.3m³以上使用すること又は内外装材仕上げ材若しくは木塀として1m²以上使用すること。
- プレカットを行う場合は、県内のプレカット工場加工すること。
プレカット工場名
- <実績報告時の提出書類> 県内プレカット加工証明書(様式第9号)又はその写し
(別途提出する鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書で証明できる場合を除く。)
- プレカットを一切使用しない。

【次ページに続く】

区分	使用量	補助金額 (自動計算)
①木材使用材積合計(県産材以外の木材を含む材積)		万円
②県産材の構造材又は下地材の使用材積		万円
③県産内外装材、県産木塀の見付面積		万円
県産材使用に関する補助金額 計:		万円

- ・県産材の構造材又は下地材を0.3m³以上使用する場合、1m³につき2万円が交付されます(0.1m³未満は切捨て)。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
- ・県産内外装材、県産木塀を1m²以上使用する場合、見付面積1m²につき2千円が交付されます(1m²未満は切捨て)。
<実績報告時の提出書類> 鳥取県産材活用協議会が発行する県産材の産地証明書の写し
見付面積の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類
含水率の測定結果写真又は鳥取県木材協同組合連合会が発行する日本農林規格県産材(JAS格付及び含水率20%以下)であることを証明する書類
- ・県産材の構造材又は下地材、県産内外装材、県産木塀の補助上限額は25万円になります。

3 子育て世帯等 (補助金額:10万円)

次の①②のどちらかに該当すること。
※国の子育て世帯等支援補助金利用者にあつては0円となります

- ① 18歳に達して以後の最初の3月31日まで
- ② 婚姻後10年以内の夫婦を含む世帯にある子を養育している世帯

<留意点>

交付申請の時点で子が生まれていない場合は対象外です。

<実績報告時の提出書類>

- ・補助対象住宅に転居後の世帯全員の住民票(続柄及び転居前の住所が記載されたもの)

※①②とも、住民票では申請者と配偶者・子どもの続柄がわからない場合は、戸籍謄本等の提出をお願いします。(例:申請者が単身赴任中で別居している場合 など)

4 三世代同居等世帯 (補助金額:10万円)

次の(1)(2)(3)のいずれかに該当すること。

- (1) ①②③④の全てに該当
- (2) ①②⑤の全てに該当
- (3) ①に該当せず②⑥の両方に該当

- ①申請日時時点で子育て世帯等であること。
- ②交付申請の時点では、直系尊属世帯(⑥の場合は子育て世帯等)と同居でないこと。
※同居とは同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
- ③交付申請の時点では、直系尊属世帯と近居ではないこと。
※近居とは同一小学校区内に居住することをいいます。
- ④改修することで直系尊属世帯と新たに近居すること。
- ⑤改修することで直系尊属世帯と新たに同居すること。
- ⑥改修することで直系尊属の子育て世帯等と新たに同居する世帯であること。

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
	建設地の小学校区	
同居、近居対象の親族世帯	住所	
	小学校区	
	姓	

＜実績報告時の提出書類＞

- ・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し（補助対象住宅に転居後のもの）
- ・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 地域建築技能活用改修（補助金額：上限15万円）

次の①～③に掲げる**地域建築技能**のうち、いずれか2以上が使用された場合に最大15万円を支援する。

＜実績報告時の提出書類＞各**地域建築技能**に係る面積等の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

共通事項 要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①建築大工技能 県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛り部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修を行う部分の見付面積(柱、はり等の構造材の見付面積を除く。)と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m²以上のものに限る。

見付面積1m²あたり11,000円を支援する。(1m²未満切捨て)

建築大工技能を活用した見付面積 m²

＜実績報告時の提出書類＞施工状況の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額 (自動計算)
万円

②左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで7m²以上施工
こて塗り面積1m²あたり13,000円を支援する。(1m²未満切捨て)

上記左官のこて塗り面積 m²

＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額 (自動計算)
万円

③木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した**木製建具**を見付面積3m²以上使用したもの

見付面積1m²あたり19,000円を支援する。(1m²未満切捨て)

木製建具の見付面積 m²

＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真(建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り)及び当該木製建具に係る納品書の写し

補助金額 (自動計算)
万円

【次ページに続く】

申請者世帯	申請時住所の小学校区	
	建設地の小学校区	
同居、近居対象の親族世帯	住所	
	小学校区	
	姓	

＜実績報告時の提出書類＞

- ・同居又は近居する直系親族世帯全員の住民票の写し（補助対象住宅に転居後のもの）
- ・同居又は近居する直系親族と姓が異なる場合は、申請者の戸籍謄本等直系親族とわかる書類

【次ページに続く】

5 伝統技能活用改修（補助金額：上限15万円）

次の①～③に掲げる**伝統技能**のうち、いずれか2以上が使用された場合に最大15万円を支援する。

＜実績報告時の提出書類＞各**伝統技能**に係る面積等の算出過程及び結果並びに使用場所がわかる立面図、展開図等の書類

共通事項 要綱を熟読し、補助対象要件を確認した。

①建築大工技能 県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛り部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修を行う部分の見付面積(柱、はり等の構造材の見付面積を除く。)と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m²以上のものに限る。

見付面積1m²あたり11,000円を支援する。(1m²未満切捨て)

建築大工技能を活用した見付面積 m²

＜実績報告時の提出書類＞施工状況の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額 (自動計算)
万円

②左官仕上げ 外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げ
内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げで7m²以上施工
こて塗り面積1m²あたり13,000円を支援する。(1m²未満切捨て)

上記左官のこて塗り面積 m²

＜実績報告時の提出書類＞こて塗りで施工中の写真(建築主名記載の工事看板入り)

補助金額 (自動計算)
万円

③木製建具 県内に本拠地を置く建具業者が製作した**木製建具**を見付面積3m²以上使用したもの

見付面積1m²あたり19,000円を支援する。(1m²未満切捨て)

木製建具の見付面積 m²

＜実績報告時の提出書類＞建具の種類及び見付面積が確認できる資料、設置完了時写真(建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板入り)及び当該木製建具に係る納品書の写し

補助金額 (自動計算)
万円

【次ページに続く】

あなたの補助金申請額は 万円です。

《補助金の内訳》

とっとり住まいる支援事業補助金	0.0	万円
とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	0.0	万円

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回る場合があります。
※改修費の1/2(千円未満切捨て)又は補助金計算額のうちどちらか低い額が上限額になります。

提出書類 一覧表

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

補助金交付申請書
建設等計画(報告)書【改修用】

工事契約書の写し

《交付決定通知書、額の確定通知書等の県が交付する文書の送付先》(申請者と同じ場合は記載不要)
県が交付する文書は、下記に送付してください。

住所 (法人の場合は所在地)	〒		
氏名 (法人の場合は名称・代表者)			
担当者		電話	

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱及びとっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。

※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

あなたの補助金申請額は 万円です。

※県産材使用量の減少等により、住宅完成後に実際に交付する補助金額が交付決定額を下回る場合があります。
※改修費の1/2(千円未満切捨て)又は補助金計算額のうちどちらか低い額が上限額になります。

とっとり住まいる支援事業補助金 提出書類 一覧表

あなたが補助金交付申請で提出する書類は次のとおりです。
その他必要に応じて別途書類を求められる場合があります。

とっとり住まいる支援事業補助金 交付申請書
とっとり住まいる支援事業建設等計画(報告)書【改修用】

工事契約書の写し

私は、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱を熟読し、実績報告内容について上記のとおり確認しました。

工事監理者氏名			
建築士事務所名			
建築士事務所の登録	区分		
	都道府県名		知事
	登録番号		

※工事監理者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。

※延べ面積が100m²以下の場合で、工事監理者が不要なときは工事施工者氏名を選択、記載してください。

番 号
年 月 日

様

鳥取県 所長

とっとり住まいる支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

区 分	交付対象経費	交付決定額
県 産 材	円	円
県 産 J A S 製 材	円	円
県産ヤング係数確認構造材	円	円
県 産 C L T 材	円	円
県 産 内 外 装 材	円	円
子 育 て 世 帯 等 支 援	円	円
三 世 代 同 居 等 世 帯 支 援	円	円
地 域 建 築 技 能 活 用	円	円

- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助事業の実績についてとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第201300192944号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

- 5 補助規程の遵守
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

鳥取県 所長 印

とっとり住まいる支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

区 分	交付対象経費	交付決定額
県 産 材	円	円
県 産 J A S 製 材	円	円
県産機械等級区分構造材	円	円
県 産 C L T 材	円	円
県 産 内 外 装 材	円	円
子 育 て 世 帯 等 支 援	円	円
三 世 代 同 居 等 世 帯 支 援	円	円
伝 統 技 能 活 用	円	円

- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助事業の実績についてとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第201300192944号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

- 5 補助規程の遵守
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

様式第7号の2（第10条関係）

番 年 月 日

様

鳥取県 事務所長

とっとり住まいる支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

(1) 本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (ア) 算定基準額 金 円
- (イ) 交付決定額 金 円

(2) 本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。

区 分	交付対象経費	交付決定額
県 産 材	円	円
県 産 J A S 製 材	円	円
<u>県産ヤング係数確認構造材</u>	円	円
県 産 C L T 材	円	円
県 産 内 外 装 材	円	円
子育て世帯等支援	円	円
三世帯同居等世帯支援	円	円
<u>地域建築技能活用</u>	円	円

(3) 交付決定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及びとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第201300192944号鳥取県生活環境部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

様式第7号の2（第10条関係）

番 年 月 日

様

鳥取県 事務所長 印

とっとり住まいる支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり住まいる支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

(1) 本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (ア) 算定基準額 金 円
- (イ) 交付決定額 金 円

(2) 本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。

区 分	交付対象経費	交付決定額
県 産 材	円	円
県 産 J A S 製 材	円	円
<u>県産機械等級区分構造材</u>	円	円
県 産 C L T 材	円	円
県 産 内 外 装 材	円	円
子育て世帯等支援	円	円
三世帯同居等世帯支援	円	円
<u>伝統技能活用</u>	円	円

(3) 交付決定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及びとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第201300192944号鳥取県生活環境部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

県産ヤング係数確認構造材一覧表

建築主	
建設地	
建設事業者	

1 横架材(小屋梁(登り梁を含む。)、床梁、軒桁、桁、胴差し)

番号	測定時の状況	構造材の名称	測定時寸法				仕上げ材寸法				測定時の値		
			長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m3)	長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m3)	等級区分	含水率	区分
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
小計					0.0000				0.0000				

機械等級区分構造材一覧表

建築主	
建設地	
建設事業者	

1 横架材(小屋梁(登り梁を含む。)、床梁、軒桁、桁、胴差し)

番号	測定時の状況	構造材の名称	測定時寸法				仕上げ材寸法				測定時の値		
			長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m3)	長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m3)	等級区分	含水率	区分
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
小計					0.0000				0.0000				

2 横架材以外

番号	測定時の状況	構造材の名称	測定時寸法				仕上げ材寸法				測定時の値		
			長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m ³)	長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m ³)	等級区分	含水率	区分
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
合計					0.0000				0.0000				

- ・長さを含め未仕上げ材の場合は、測定時の状況を未仕上げ材としてください。
- ・未仕上げ材の場合、仕上げ材の寸法は自動計算されますが、異なる場合は青の欄に手入力してください。

県産ヤング係数確認構造材測定事業者名

印

2 横架材以外

番号	測定時の状況	構造材の名称	測定時寸法				仕上げ材寸法				測定時の値		
			長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m ³)	長さ(m)	幅(mm)	厚さ(mm)	材積(m ³)	等級区分	含水率	区分
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
合計					0.0000				0.0000				

- ・長さを含め未仕上げ材の場合は、測定時の状況を未仕上げ材としてください。
- ・未仕上げ材の場合、仕上げ材の寸法は自動計算されますが、異なる場合は青の欄に手入力してください。

機械等級区分構造材測定事業者名

印

(削除)

様式第 11 号 (第 9 条関係)

省エネルギー性能説明書

当該住宅の省エネルギー性能を説明します。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[1 建築物に関する事項]

所在地： _____

地域区分： _____ 地域

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

基準	基準値	計算値	判定
外皮平均熱貫流率(U _A 値)			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC} 値)			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
一次エネルギー消費量(BE1)	1.0以下		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

- ・
- ・
- ・

[2 建築士に関する事項]

氏名： _____

資格： _____ 建築士 _____ 登録第 _____ 号

[3 建築士事務所に関する事項]

名称： _____

所在地： _____

区分 (一級、二級、木造)： _____ 建築士事務所

(参考 1) 建築物エネルギー消費性能基準一覧

区分	国省エネ基準 (1の判定基準)	ゼッチ 国ZEH基準	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
断熱性能 U _A 値	0.87~0.75	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能 C値	—	—	1.0	1.0	1.0
冷暖房費・CO2削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減

※ZEHは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱化による省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の取支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅をいう。

(参考 2) 国の建築物エネルギー消費性能基準 (地域区分ごと)

	4 地域	5 地域	6 地域
外皮平均熱貫流率(U _A 値)	0.75 以下	0.87 以下	0.87 以下
冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC} 値)	—	3.0 以下	2.8 以下
一次エネルギー消費量(BE1)	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下

4 地域：若桜町、日南町、日野町

5 地域：倉吉市、管頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町

6 地域：鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町

上記について、説明を受けました。

令和 年 月 日

建築主氏名 _____

とっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅工事完了報告書

年 月 日

鳥取県 所長 様

〒 -
申請者 住 所

業者名及び代表者名

電 話 - -

年 月 日付第 号により登録の決定を受けたとっとり住まいる支援事業補助金補助対象住宅に係る工事が完了したので、とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱第5条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

登録区分	県産材	使用量	m3	
	県産JAS製材	有 無	(使用量	m3)
	県産ヤング係数確認構造材	有 無	(使用量	m3)
	県産CLT材活用、 県産内外装材、県産 木堀	有 無	(使用量 CLT	m3)
			(使用量 内外装材、木堀	m2)
	地域建築技能活用	有 無	()	
所在地 (地名・地番)				
延べ面積	m ²	階 数	階建	
着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日	

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月28日に施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。